

予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会提出資料

1 議案説明事項

(1) 議案第 137 号

三重県手数料条例の一部を改正する条例案について 1

2 所管事項

(1) 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」

に基づく報告について 15

平成 30 年 10 月 9 日

県 土 整 備 部

【議案第 137 号】三重県手数料条例の一部を改正する条例案について

1 建築物の敷地の接道規制に関する特例認定制度の創設に係る改正

(1) 改正理由

建築基準法が一部改正され、建築物の敷地の接道規制に係る特例許可の実績の蓄積があるものについて認定制度が新設され、手続きの合理化が図られました。これにより、新設された特例認定に係る申請手数料について、規定を整備するものです。

(2) 改正内容

建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料（新設） 27,000 円

※本手数料は、審査業務等に係る所要時間を求め、三重県職員の平均給与単価を乗じて算定しています。

(3) 条例の施行期日

公布の日

2 国際的な規模の会議等のため、1年を超えて使用する仮設興行場等の建築許可制度の創設に係る改正

(1) 改正理由

建築基準法が一部改正され、1年を超える設置期間の仮設建築物の特例許可制度が新設されました。これにより、国際的な規模の会議又は競技会等のため、1年を超えて使用する仮設興行場等の特例許可に係る申請手数料について、規定を整備するものです。

(2) 改正内容

1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料（新設）
160,000 円

※本手数料は、審査業務、建築審査会開催等に係る所要時間を求め、三重県職員の平均給与単価を乗じて算定しています。

(3) 条例の施行期日

公布の日

3 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録手続きの簡素化に係る改正

(1) 改正理由

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則が一部改正され、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に係る審査内容が大幅に削減されました。これにより、登録に係る審査手数料を見直すものです。

(2) 改正内容

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び変更の登録審査手数料を廃止します。

(3) 条例の施行期日

公布の日

○三重県手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

現行

(手数料の名称、金額等)
 第二条 (略)
 2 (略)
 3 別表第二十七の上欄に掲げる事務について中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関の定めるところにより、当該機関に納付するものとし、納付された手数料は当該機関の収入とする。

(手数料の名称、金額等)
 第二条 (略)
 2 (略)
 3 別表第二十八の上欄に掲げる事務について中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関の定めるところにより、当該機関に納付するものとし、納付された手数料は当該機関の収入とする。

別表第一 (第二条関係)

別表第一 (第二条関係)

項	手数料を徴収手数料の金 する事務	名称	額
一、三 百二十	(略)	(略)	(略)
二	建築基準法第建築物の二万七千円		
三百二	建築基準法第建築物の三万三千元		
十三	四十三条第二敷地と道 項第一号の規格との関 定に基づく建係の建築 築の認定の申請 請に対する審査手数料		
三百二	建築基準法第建築物の三万三千元		
十三の	四十三条第二敷地と道 項第二号の規格との関 定に基づく建係の建築 築の許可の申請 請に対する審査手数料		
二			
三百二	(略)	(略)	(略)
十四、	(略)	(略)	(略)
三百四			
十六			
三百四	建築基準法第仮設興行十二万円		
十七	八十五条第五場等建築 項の規定に基許可申請 づく仮設興行手数料 場等の建築の 許可の申請に 対する審査		

項	手数料を徴収手数料の金 する事務	名称	額
一、三 百二十	(略)	(略)	(略)
二			
三百二	建築基準法第建築物の三万三千元		
十三	四十三条第一敷地と道 項ただし書の路との関 規定に基づく係の建築 建築の許可の申請 審査		
三百二	建築基準法第仮設建築十二万円		
十四、	(略)	(略)	(略)
三百四			
十六			
三百四	建築基準法第仮設建築十二万円		
十七	八十五条第五物建築許 項の規定に基可申請手 づく仮設建築敷料 物の建築の許 可の申請に対 する審査		

三百四	建築基準法第一	一年を超	十六万円	二	十七の	八十五	六	えて使用	特別	づく一年を超	の必要が	えて使用する	ある仮設	特別の必要が	興行場等	ある仮設	興行建築許可	場等の建築の許	申請手数	可の申請に	対料	する審査	三百四	十八	三百五	十五の	四	(略)	(略)	(略)	三百五	十五の	五	長期優良住宅	長期優良	別表第十六	に定める金	長期優良	住宅の普	及の促進に	関する法律	第六條第二	項の規定に	よる申出が	ある場合に	は、別表第
-----	---------	------	------	---	-----	-----	---	------	----	--------	------	--------	------	--------	------	------	--------	---------	------	-------	----	------	-----	----	-----	-----	---	-----	-----	-----	-----	-----	---	--------	------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

三百四	(略)	(略)	(略)	四	三百五	十五の	五	住宅確保	要配住宅	確保	別表第十六	に定める金	考慮者	に対する	要配	考慮者	に定める	金	賃貸住宅の	供円滑入	居額	給の促進に	関賃貸住宅	する法律	(平成	事業登録	十九年法律	第九	の登録	審	条第一項の	規	査手数	料	定に基づく	登	録の申請	又は	第十二條第一	項の規定に	基	づく登録事項	等の変更の	届	出に係る	審査	三百五	十五の	六	長期優良住宅	長期優良	別表第十七	に定める金	長期優良	住宅の普	及の促進に	関する法律	第六條第二	項の規定に	よる申出が	ある場合に	は、別表第
-----	-----	-----	-----	---	-----	-----	---	------	------	----	-------	-------	-----	------	----	-----	------	---	-------	------	----	-------	-------	------	-----	------	-------	----	-----	---	-------	---	-----	---	-------	---	------	----	--------	-------	---	--------	-------	---	------	----	-----	-----	---	--------	------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

申請に対する 審査	申請に対する 審査	三百五 十五の 六	三百五 十五の 七	長期優良住宅長期優良 の普及の促進住宅建築に定める金 額(長期優 第八條第一項更認定申 住宅の普 の規定に基づ 請手数料 及の促進に 関する法律 第六條第二 項の規定に よる申出が ある場合に は、別表第 十一に定め る金額(申 請に係る建 築物が建築	長期優良住宅長期優良 の普及の促進住宅建築に定める金 額(長期優 第八條第一項更認定申 住宅の普 の規定に基づ 請手数料 及の促進に 関する法律 第六條第二 項の規定に よる申出が ある場合に は、別表第 十一に定め る金額(申 請に係る建 築物が建築	十一に定め る金額(申 請に係る建 築物が建築 基準法第六 條の三第一 項ただし書 の特定構造 計算基準又 は特定増改 築構造計算 基準に適合 するかどう かを同項た だし書の建 築主事が審 査する場合 にあつて は、建築物 ごとに、別 表第十四第 一号に定め る金額を加 算した金 額)を加算 した金額)	十一に定め る金額(申 請に係る建 築物が建築 基準法第六 條の三第一 項ただし書 の特定構造 計算基準又 は特定増改 築構造計算 基準に適合 するかどう かを同項た だし書の建 築主事が審 査する場合 にあつて は、建築物 ごとに、別 表第十四第 一号に定め る金額を加 算した金 額)を加算 した金額)
--------------	--------------	-----------------	-----------------	---	---	--	--

<p>基準法第六 条の三第一 項ただし書 の特定構造 計算基準又 は特定増改 築構造計算 基準に適合 するかどう かを同項た だし書の建 築主事が審 査する場合 にあつて は、建築物 ごとに、別 表第十四第 一号に定め る金額を加 算した金額 を加算 した金額)</p>	<p>三百五 十五の 七</p>	<p>長期優良住宅長期優良 の普及の促進住宅建築に定める金 に関する法律等計画変額 第九條第一項更(譲受人 の規定に基づき決定時)認 く譲受人を決定申請手 定した場合に数料 おける認定を 受けた長期優 良住宅建築等 計画の変更の 認定の申請に 対する審査</p>	<p>三百五 十五の 八</p>	<p>長期優良住宅認定長期 の普及の促進優良住宅に定める金 に関する法律地位承継額 第十條の規定承認申請 に基づく計画手数料 の認定を受け</p>
---	--------------------------	---	--------------------------	---

<p>基準法第六 条の三第一 項ただし書 の特定構造 計算基準又 は特定増改 築構造計算 基準に適合 するかどう かを同項た だし書の建 築主事が審 査する場合 にあつて は、建築物 ごとに、別 表第十四第 一号に定め る金額を加 算した金額 を加算 した金額)</p>	<p>三百五 十五の 八</p>	<p>長期優良住宅長期優良 の普及の促進住宅建築に定める金 に関する法律等計画変額 第九條第一項更(譲受人 の規定に基づき決定時)認 く譲受人を決定申請手 定した場合に数料 おける認定を 受けた長期優 良住宅建築等 計画の変更の 認定の申請に 対する審査</p>	<p>三百五 十五の 九</p>	<p>長期優良住宅認定長期 の普及の促進優良住宅に定める金 に関する法律地位承継額 第十條の規定承認申請 に基づく計画手数料 の認定を受け</p>
---	--------------------------	---	--------------------------	---

三百五	都市の低炭素	別表第二十	ごとに、別表第十四第一号に定める金額を加算した金額を加算した金額
十五の	化の促進に	関築物新築に定める金額	
十一	する法律第五等計画	変額（都市の	
	十五条第一項	更認定申	
	の規定に基づ	請手数料	
	く低炭素建築		
	物新築等計画		
	の変更の認定		
	の申請に対す		
	る審査		

三百五	都市の低炭素	別表第二十	ごとに、別表第十四第一号に定める金額を加算した金額を加算した金額
十五の	化の促進に	関築物新築に定める金額	
十二	する法律第五等計画	変額（都市の	
	十五条第一項	更認定申	
	の規定に基づ	請手数料	
	く低炭素建築		
	物新築等計画		
	の変更の認定		
	の申請に対す		
	る審査		

三百五	建築物のエネルギー消費性	別表第二十	に、別表第十四第一号に定める金額を加算した金額
十五の	ルギー消費性エネルギー	三に定める	
十二	能の向上に關消費性能	金額	
する法律(平成適合性判			
二十七法律定手数料			
第五十三号)第			
十二条第一項			
又は第十三条			
第二項の規定			
に基づく建築			
物エネルギー			
消費性能適合			
性判定			
三百五	建築物のエネルギー消費性	別表第二十	
十五の	ルギー消費性エネルギー	二に定める	
十三	能の向上に關消費性能	金額	
する法律第十適合性変			
二条第二項又更判定手			
は第十三条第数料			
三項の規定に			
基づく建築物			
エネルギー消			
費性能適合性			
判定			
三百五	建築物のエネルギー消費性	別表第二十	
十四	能の向上に關消費性能	金額	
する法律第十適合性判			
二条第二項又定に係る			
は第十三条第軽微な変			
三項に規定す更に該当			
る軽微な変更する旨の			
に該当してい証明書交			
ることを証す付申請手			

三百五	建築物のエネルギー消費性	別表第二十	ごとに、別表第十四第一号に定める金額を加算した金額
十五の	ルギー消費性エネルギー	四に定める	
十三	能の向上に關消費性能	金額	
する法律(平成適合性判			
二十七法律定手数料			
第五十三号)第			
十二条第一項			
又は第十三条			
第二項の規定			
に基づく建築			
物エネルギー			
消費性能適合			
性判定			
三百五	建築物のエネルギー消費性	別表第二十	
十四	能の向上に關消費性能	金額	
する法律第十適合性変			
二条第二項又更判定手			
は第十三条第数料			
三項の規定に			
基づく建築物			
エネルギー消			
費性能適合性			
判定			
三百五	建築物のエネルギー消費性	別表第二十	
十五の	ルギー消費性エネルギー	三に定める	
十四	能の向上に關消費性能	金額	
する法律第十適合性判			
二条第二項又定に係る			
は第十三条第軽微な変			
三項に規定す更に該当			
る軽微な変更する旨の			
に該当してい証明書交			
ることを証す付申請手			

<p>る書面の交付数料 申請に対する 審査</p>	<p>三百五 建築物のエネルギー建築物工 別表第二十 五のルギー消費性エネルギー 四に定める 能の向上に 関消費性能 金額（建築 する法律第 二向上計画 物のエネルギー 十九條第一 項認定申請 ギー消費性 の規定に基 づ手数料 く建築物エ ネ ルギー消費 性 能向上計画 の 認定の申請 に 対する審査</p>		<p>別表第二十 五に定める 能の向上に 関する法律 第三十條第 二項の規定 による申出 がある場合 には、別表 第十一に定 める金額 （申請に係 る建築物が 建築基準法 第六條の三 第一項ただ し書の特定 構造計算基 準又は特定 増改築構造 計算基準に 適合するか どうかを同 項ただし書 の建築主事 が審査をす る場合に あ る場合は、 建 築物ごと に、別表第 十四第一号 に定める金 額を加算し た金額）を 加算した金</p>
-----------------------------------	---	--	---

<p>る書面の交付数料 申請に対する 審査</p>	<p>三百五 建築物のエネルギー建築物工 別表第二十 五のルギー消費性エネルギー 五に定める 能の向上に 関消費性能 金額（建築 する法律第 二向上計画 物のエネルギー 十九條第一 項認定申請 ギー消費性 の規定に基 づ手数料 く建築物エ ネ ルギー消費 性 能向上計画 の 認定の申請 に 対する審査</p>		<p>別表第二十 五に定める 能の向上に 関する法律 第三十條第 二項の規定 による申出 がある場合 には、別表 第十一に定 める金額 （申請に係 る建築物が 建築基準法 第六條の三 第一項ただ し書の特定 構造計算基 準又は特定 増改築構造 計算基準に 適合するか どうかを同 項ただし書 の建築主事 が審査をす る場合に あ る場合は、 建 築物ごと に、別表第 十四第一号 に定める金 額を加算し た金額）を 加算した金</p>
-----------------------------------	---	--	---

三百五	建築物のエネルギー建築物工	別表第二十	額)
十五の	ルギー消費性エネルギー	五に定める	
十六	能の向上に關消費性能金額(建築		
	する法律第三向上計画のエネルギー		
	十一条第一項変更認定ギー消費性		
	の規定に基づ申請手数能の向上に		
	く建築物工ネ料		
	ルギー消費性		
	能向上計画の		
	変更の認定の		
	申請に対する		
	審査		
		第三十一条	
		第二項にお	
		いて準用す	
		る同法第三	
		十条第二項	
		の規定によ	
		る申出があ	
		る場合に	
		は、別表第	
		十一に定め	
		る金額(申	
		請に係る建	
		築物が建築	
		基準法第六	
		条の三第一	
		項ただし書	
		の特定構造	
		計算基準又	
		は特定増改	
		築構造計算	
		基準に適合	
		するかどう	
		かを同項た	
		だし書の建	
		築主事が審	
		査をする場	
		合にあって	
		は、建築物	
		ごとに、別	
		表第十四第	
		一号に定め	
		る金額を加	
		算した金	

三百五	建築物のエネルギー建築物工	別表第二十	額)
十五の	ルギー消費性エネルギー	六に定める	
十七	能の向上に關消費性能金額(建築		
	する法律第三向上計画のエネルギー		
	十一条第一項変更認定ギー消費性		
	の規定に基づ申請手数能の向上に		
	く建築物工ネ料		
	ルギー消費性		
	能向上計画の		
	変更の認定の		
	申請に対する		
	審査		
		第三十一条	
		第二項にお	
		いて準用す	
		る同法第三	
		十条第二項	
		の規定によ	
		る申出があ	
		る場合に	
		は、別表第	
		十一に定め	
		る金額(申	
		請に係る建	
		築物が建築	
		基準法第六	
		条の三第一	
		項ただし書	
		の特定構造	
		計算基準又	
		は特定増改	
		築構造計算	
		基準に適合	
		するかどう	
		かを同項た	
		だし書の建	
		築主事が審	
		査をする場	
		合にあって	
		は、建築物	
		ごとに、別	
		表第十四第	
		一号に定め	
		る金額を加	
		算した金	

三百五 十六 三百六 十四	(略)	(略)	(略)	額)を加算した金額)
三百五 十七	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三に定める規定に基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三に定める規定に基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	別表第二十 六に定める金額	額)を加算した金額)

三百五 十六 三百六 十四	(略)	(略)	(略)	額)を加算した金額)
三百五 十八	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三に定める規定に基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三に定める規定に基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	別表第二十 七に定める金額	額)を加算した金額)

別表第十六(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録及び変更の登録審査手数料)

業登録及び変更の登録審査手数料)

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を行うお とする住宅戸数	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録 の記載事項又は たな登録事項又は に係る審添付書類 の記載事項の登録 に係る審査 手数料	住宅確保要配慮者 円滑入居円滑入居 賃貸住宅賃貸住宅 事業の新事業登録 たな登録事項又は に係る審添付書類 の記載事項の登録 に係る審査 手数料	円 六千八百千円	円 七千八百千円	円 九千六百二千九百	円 一万五千四百七 百	円 一万二千五百三 百	円 二十万五千三百 の もの
二戸以上四戸以内のもの			円 六千八百千円	円 七千八百千円	円 九千六百二千九百	円 一万五千四百七 百	円 一万二千五百三 百	円 二十万五千三百 の もの
五戸以上九戸以内のもの			円 七千八百千円	円 九千六百二千九百	円 一万二千九百	円 一万五千四百七 百	円 一万二千五百三 百	円 二十万五千三百 の もの
十戸以上十九戸以内のもの			円 九千六百千円	円 一万二千九百	円 一万五千四百七 百	円 一万五千四百七 百	円 一万五千四百七 百	円 二十万五千三百 の もの
二十戸以上二十九戸以内のもの			円 一万二千九百	円 一万五千四百七 百	円 一万五千四百七 百	円 一万五千四百七 百	円 一万五千四百七 百	円 二十万五千三百 の もの

別表第十六く別表第二十七 (略)

別表第十七く別表第二十八 (略)

三十戸以上三十九戸以内のもの	九百円	円	一万二千六千二百
四十戸以上四十九戸以内のもの	七百円	円	一万三千六千九百
五十戸以上九十九戸以内のもの	円	円	一万六千九千二百
百戸以上のもの	二万五百	円	一万三千
	七百円		七百円
備考 家計を異にする者が複数で居住する事業を行ふ場合については、家計を同一にするものを一戸として算定する。			

交付決定実績調書(5億円以上、変更分)

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	課(室)名	備考
				変更前	変更後			
1 (1)	広域河川改修費 負担金 (平成28年度)	近畿日本鉄道株 式会社 大阪府大阪市天 王寺区上本町6丁 目1番55号	近鉄川原町駅付 近連続立体交差 事業と併せて実施 する三滝川の狭窄 部を解消する河川 改修事業のため、 鉄道橋架け替え工 事に要する経費の 一部を負担する。	833,000	952,776	鉄道高架化の事業促進のため、事業費を増額したものである。	河川課	
2 (2)	連続立体交差事 業負担金 (平成29年度)	同上	近鉄川原町駅付 近連続立体交差 事業による鉄道施 設高架化等に要す る経費の一部を負 担する。	237,959	641,693	同上	都市政策 課	

補助金等評価結果調書

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
28-1	広域河川改修費負担金(平成28年度)	近畿日本鉄道株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	558,000	952,776	(根拠) 二級河川三滝川鉄道橋・道路橋緊急対策事業にかかる近鉄との協定書 (公益性) 二級河川三滝川のネック点が原因となる洪水から県民の生命・財産を守る事業であり、公益性を有している。 (必要性) 洪水から県民の生命・財産を守るため、近鉄橋梁の改築を図る必要がある。 (効果) 近鉄橋梁付近の拡幅による治水安全度の向上に向けて、事業進捗が図れた。 (交付基準等の妥当性) ネック点解消に伴う鉄道橋架け替えのため鉄道事業者へ負担するものであり、他の方法は見当たらない。	河川課	
29-1	広域河川改修費負担金(平成29年度)	同上	120,000	170,515	同上	同上	

補助金等評価結果調書

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
28-2	連続立体交差事業負担金 (平成28年度)	近畿日本鉄道株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	231,829	458,954	<p>(根拠) 「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「同細目要綱」に基づく近鉄川原町駅付近連続立体交差事業にかかる近鉄との協定書(公益性) 健全かつ機能的な都市形成を目的とした都市計画道路等の整備に対する補助であり公益性を有している。</p> <p>(必要性) 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で踏切除去を行うことにより、交通円滑化と踏切事故の解消を図る必要がある。</p> <p>(効果) 連続立体交差化に向け仮線工事と高架部の事業進捗が図れた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で踏切除去を行うことにより、交通円滑化と踏切事故が解消される受益に対して負担するものであり、他の方法は見当たらない。</p>	都市政策課	